

簡易型総合評価落札方式における技術評価項目の一部事前登録について

札幌建設管理部発注工事のうち、簡易型総合評価落札方式により実施する一般土木工事（分担工事も含む）、舗装工事及び鋼橋上部工事における技術評価項目申請に際し、入札ごとに変動しない項目について事前登録を実施しますので、事前登録を希望される場合は、次のとおり手続を行ってください。

令和6年3月27日

北海道空知総合振興局長

1 事前登録申請者の資格

- (1) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、一般土木工事（A等級（A1又はA2）・B等級）、舗装工事、鋼橋上部工事の資格を有する者であること。
- (2) 一般土木工事及び鋼橋上部工事については、空知・石狩（総合）振興局管内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二(2)の「主たる営業所」欄に記載されているもの）を有する者であること。または、空知・石狩（総合）振興局管内に主たる営業所を有する者と共同企業体を結成している者であること。
舗装工事については、空知・石狩（総合）振興局管内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する者であること。

2 事前登録の対象となる項目

別添「令和6年度簡易型総合評価落札方式実績事前登録票」及び「令和6年度簡易型総合評価落札方式実績事前登録票（舗装型）」（以下、「登録票」という。）に記載されている項目を対象とする。

3 登録票の提出方法等

- (1) 登録票の提出方法は、入札参加資格者ごと（共同企業体の場合は、構成員それぞれ）に登録票1部、別添記載要領に記載した添付書類1部及び返信用封筒1通（送付先を記載した定型封筒に郵便基本料金（84円）切手を貼付したもの）を提出すること。
- (2) 登録票は、令和7年3月31日の公告まで有効とするが、有効期限が設定されている評価項目（ISO9001等）については、その有効期限までとする。
- (3) 登録済みの内容に変更が生じた場合は、登録票の再申請を受け付ける。

【手順】

(1) 当初の事前登録

①	入札参加希望者は、登録票に確認書類（証明書类等）を添付し、札幌建設管理部入札契約課へ持参又は郵送により提出すること。（FAXでの提出は不可） ※ 令和5年度に事前登録し、その内容に変更がない項目（施工実績・新規の雇用等）は、令和5年度の証明押印済登録票の写しを内容確認書類（添付書類）とし、一部の書類を省略することができる。（別添記載要領を参照）
②	発注者は内容の確認審査を行い、誤りがあれば再提出を求める。
③	入札参加者希望者は登録票に誤りがあれば再提出を行う。
④	確認後、証明押印した登録票（以下、「証明済登録票」）を入札参加希望者へ郵送により交付する。
⑤	入札参加者希望者は技術評価項目申請書提出時に、証明済登録票の写し（PDFファイル）を添付する。

(2) 登録内容に変更が生じた場合

①	入札参加希望者は、随時、「登録票」に直近で交付されている証明済登録票及び変更事項に関する確認書類（証明書类等）を添付し、札幌建設管理部入札契約課へ持参又は郵送により提出すること。（FAX提出は不可）
②	当初事前登録の手順と同様
⑤	

【留意事項】：登録票は変更箇所だけでなく、全ての項目について記載すること。

- 4 事前登録する内容及び添付書類
別添、「記載要領」のとおりとする。
- 5 登録票の提出期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日（閉庁日は除く。）
※1 受付時間は上記期間内の午前9時00分～午前11時30分及び午後1時00分～午後5時00分まで
※2 それぞれの工種の同時提出可
※3 当該年度の最初の入札参加工事の申請締切2日前までに提出し、受理された場合、入札参加申請は事前登録票を添付し申請可。
- 6 提出方法
持参又は送付により提出すること。（FAXでの提出は不可）
- 7 提出場所
〒064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目
北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室入札契約課（担当：入札係長）
- 8 提出者に対する証明済登録票の交付
提出された登録票及び登録内容を証明する書面により内容確認後、証明済登録票を郵送により交付する。
なお、証明済登録票の交付スケジュールについては、次のとおりとする。
- ◎毎週月曜日～金曜日に提出された登録票について、原則、翌週の金曜日までに交付する。
- 9 証明済登録票の使用等
(1) 8により交付する証明済登録票は、令和6年度において札幌建設管理部が公告に附する制限付一般競争入札等（公告開始時期：令和6年4月1日から令和7年3月31日）における簡易型総合評価落札方式の技術評価項目申請において有効とする。
(2) 証明済登録票は、簡易型総合評価落札方式における技術評価項目の内容を証明する書類として使用できるものとする。
この場合は、技術評価項目申請書に証明済登録票の写し（PDF化）を添付のうえ申請するものとする。
ただし、登録されている内容以外の技術評価項目がある場合にあっては、別途、その内容を確認できる書面を提出しなければならない。
(3) 事前登録をしなかった場合においても、制限付一般競争入札等における簡易型総合評価落札方式の申請の都度、内容確認に必要な書類を電子化（PDF化等）のうえ添付することにより、申請することができるものとする。

別添「令和6年度簡易型総合評価落札方式実績事前登録票」及び「令和6年度簡易型総合評価落札方式実績事前登録票（舗装型）」の様式等は空知総合振興局札幌建設管理部のホームページ【<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/skk/index.htm>】からダウンロードできます。